

《障害児福祉手当制度について》

障害児福祉手当とは

重度の障害がある児童に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として支給される手当です。

対象となる方

①～③の要件を全て満たす方

※ 申請に障害者手帳は必要なく、原則、手当用診断書（作成費用自己負担）で審査を行います。

- ① 精神または身体に重度の障害を有する（「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を満たす）ため、日常生活において常時の介護を必要とする

※ 下記【基準を満たす障害の程度】参照

- ② 在宅である（入院でも可）

- ③ 20歳未満

❗ 以下に該当する場合は手当を受給できません。

- ・施設（障害者支援施設等）に入所している場合

※通所施設は除きます。

※グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の一部施設は対象となります。

- ・障がいを支給事由とする年金を受給している場合

- ・本人及び扶養義務者の所得が基準を上回る場合（下の「所得制限限度額表」参照）

～所得制限限度額表～

扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,252,000円	3,661,000円	8,319,000円	6,287,000円
1	5,728,000円	4,041,000円	8,586,000円	6,536,000円
2	6,203,000円	4,421,000円	8,799,000円	6,749,000円
3	6,668,000円	4,801,000円	9,012,000円	6,962,000円

基準を満たす障害の程度

以下の①から⑩のいずれかに該当する場合は。

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（矯正視力）
- ② 両耳の聴力のレベルが100デシベル以上で重度難聴用の補聴器を用いても音声を識別できないもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両太腿を1/2以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能障害により座っていることができないもの
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、身体の機能の障害、または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑦までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、①から⑧までと同程度以上と認められるもの
- ⑩ 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複するものであって、その状態が①から⑨と同程度以上と認められる程度の者

※ 身体障害者手帳のおおむね1級および2級の一部、療育手帳のおおむね④、④の1、④の2

申請の流れ

相談

- 原則、手当用の認定診断書で審査を行いますので、【対象となる方の条件】に当てはまると思われる場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。身体障害者手帳や療育手帳の申請を同時に行う方は、手帳用診断書や手帳で代用可能な場合もあります。

配布

- 認定対象となる可能性があるお身体の部位の診断書や申請書類をお渡しします。

申請

- 下記必要書類を揃えて、山武市役所社会福祉課へ提出してください。
- 提出いただいた診断書の内容の審査や所得判定を行い、結果を通知します。認定基準を満たさない場合は非該当となります。

必要書類

- ・ 所定の申請書類（認定請求書、所得状況届、重要事項説明書兼同意書）
 - ※ 認定請求書や所得状況届には、申請者・配偶者・扶養義務者の個人番号（マイナンバー）を記載していただく欄がございますので、マイナンバーがわかるものをお持ちください。
- ・ 所定の認定診断書
 - ※ 診断書作成にかかる費用はご本人様負担となります。基準を満たす程度であるかご確認のうえ、作成を依頼されることをおすすめいたします。
- ・ 本人名義の口座が確認できるもの（預金通帳等）の写し
- ・ 身体障害者手帳などを取得している場合は手帳の写し
- ・ 印かん（自動印は不可）

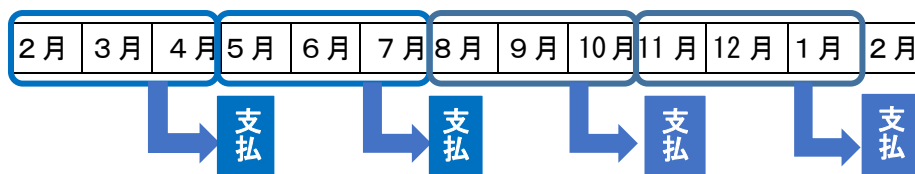
支給金額・支給方法

月額：16,560円

支給金額は、今後、変更となる場合もあります。

年4回に分けて口座振り込みします。支給申請した翌月分から支給されます。

- ・ 2月から4月分→5月
- ・ 5月から7月分→8月
- ・ 8月から10月分→11月
- ・ 11月から1月分→2月



問い合わせ先

〒289-1392

千葉県山武市殿台 296 番地

山武市役所 保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

電話 0475-80-2614